平成24年舟形町議会第6回臨時会々議録

舟形町議会

平成24年舟形町議会第6回臨時会々議録

招集年月日 平成24年10月19日 **招集の場所** 舟形町議会議場

開 会 10月19日 午前11時34分 議長宣言

応招議員

1番 佐藤 6番 大 場 清 之 勇 2番 奥 山 謙 三 7番 野 尻 益夫 3番 斎 藤 好 彦 8番 叶 内 富 夫 4番 佐 藤 広 坴 9番 八 鍬 太

5番 加 藤 憲 彦 10番 信 夫 正 雄

不応招議員 ナシ

出席議員 応招議員と同じ

欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 雄 まちづくり課長 中山 奥 Ш 知 進 長 豊 地域整備課長 正 副 町 出 信 尋 矢 野 会 計 管 理 者 髙 橋 総務課財政管財班長 明 彦 叶 内 範 夫 総 務 課 長 高 橋 剛 教 育 藤 孟 長 伊 健康福祉課長 髙 橋 明 彦 教育委員会次長 伊 藤 幸 産業振興課長 沼 沢 弘 明

兼農業委員会事務局次長 10 70 75 75

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 有路正文 主 任 大場由美子

町長提出の議案の題目

No. 件 名

1 議案第43号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更

議員提出の議案の題目

No. 件 名

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

1番 佐藤勇 6番 大場 清之

平成24年10月19日(金) 平成24年第6回臨時会第1日目 午前11時30分開議 欠席なし

議長: 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成24年第6回臨時会を開会 致します。直ちに会議を開きます。

日程第1

議長: 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により 議長が指名します。1番佐藤勇君、6番大場清之君の両名を指名します。

日程第2

議長: 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

8番: 会期の日程は本日1日でお願いしたいと思います。

議長: 只今8番議員より会期は本日1日限りとの発言がございました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日10月19日1日限りとする事に決定致しました。

日程第3

議長: 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長: 日程第4 町長挨拶を受けます。

町長: 秋晴れが続きまして水稲の収穫が殆どの地域で終わったようであります。最上地域の作況指数は104のやや良と県内でも高い収量を確保することができました。しかしながら、高温障害やカメムシの大量発生、刈り取りの時期の遅れなどから若干品質の低下が見受けられ、一等米比率が多少減少している状況のようであります。ネギの収穫につきましては台風17号の通過後に価格上昇し、現在では比較的高値で安定しているようであります。全体の作付けの70%が収穫を終えておりますが、ネギ選果場は11月15日までフル稼働する予定のようであります。全国的な高低が続きまして、野菜物全体が安値で取引されている傾向にありますが、これから本格的な秋野菜の収穫に向けて価格が安定して推移していくことを願っております。

「縄文の女神」が4月20日の文化審議会から国宝に指定されるよう文部科学省に投身されてから5ヶ月後の9月6日、正式に文部科学大臣からの国宝の指定を受けました。若者を中心として様々なイベントやグッズ等の販売を通して舟形町の活性化の一大要因として位置付け、活力あるまちづくりに繋げて参りたいと考えております。又、県と町で西の前遺跡環境整備公益活用検討委員会を設置し、山形大学の先生、専門家のご意見を伺いながら、西の前遺跡の今後の整備について検討して参りたいと考えております。尚、11月1日に県と町との共催による「縄文の女神」の国宝指定の祝賀会を山形市で開催する準備を進めております。何かとご多忙のこととは存じますが、全議員の皆さん方のご出席も宜しくお願い申し上げたいと思います。

さて本日、本会議にご提案申し上げます案件、山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更についての1件をご提案申し上げます。慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう宜しくお願い申し上げたいと思います。宜しくお願いします。

日程第5

議長: 日程第5 議案第43号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について議題と致します。 提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長: それでは議案書の4頁をお開き下さい。最初に提案理由を朗読します。住民基本台帳法の一部改正に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により本案を提案するものである。新旧対照表の方をご覧下さい。左側の方が旧、それから右側が新となっています。旧の方をご覧頂きますと、「備考1 高齢者人口割については」というところに「及び外国人登録原票」、それから「備考2 人口割については」の方にも「及び外国人登録原票」、これを削る規約の改正になります。

それでは議案書の方に戻ります。山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について。地方自治法(昭

和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月指令市町村第47号)を次の通り変更にすることについて議決を求める。平成24年10月19日提出 舟形町長。山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。山形県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月指令市町村第47号)の一部を次のように変更する。別表第3(第18条関係)備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削る。附則(施行期日)第1項 この規約は、平成24年10月31日から施行する。(経過措置)第2項 この規約による改正後の山形県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成25年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。以上でございます。

議長: これより質疑を求めます。ありませんか。

9番: では1点だけ。今回は住民基本台帳法の改正によって軸の変更ということになると思うのですけども、舟形町でこの住民基本台帳法の対象となるような方、人数はどれ位いるものですか。

まちづくり課長: 今までの外国人登録の関係だと思いますが、先般8月末現在で31名であったと記憶しております。

9番: この法律は2、3年前に公布されて今回民間法の改正がなって施工されたということに伴うものだと思うのですけども、後期高齢者の医療連合と同じように町の国民健康保険、これも同様の内容になると思うのですが、そちらの方は別にこういう改正とかなくても支障はないのですか。

健康福祉課長: 今回の改正につきましては、特に広域連合を組織しているのは県内35市町村の広域連合会になります。広域連合会については、規約というものは関係市町村の議決を経て規約の制定なり、それから改正、そして全体の議決の書類が纏まれば広域連合会の方で県の広報に掲載をして改正する為に、今回外国人登録原票の削除という形で提案し議決をお願いしました。議員ご指摘の件につきましては、再度国保の方でも関係あるかどうか確認させて頂きたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長: 他にありませんか。無いようですので、これを以って質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第43号を採決します。議案第43号を原案の通り、可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第43号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長: 日程第6 議員派遣について議題とします。

事務局: それは朗読致します。議員派遣の件。平成24年10月19日、次の通り議員を派遣する。1 舟形町総合防災訓練。(1)目的 参加要請のため。(2)派遣場所 舟形町野地内。(3)期間 平成24年10月27日。(4)派遣議員 大場清之議員、野尻益夫議員。2 第3回中学生議会。(1)目的 中学生議会開催のため。(2)派遣場所 舟形町役場議場。(3)期間 平成24年11月2日。(4)派遣議員 議員全員。3 舟形町芸能フェスティバル。(1)目的 出席要請のため。(2)派遣場所 舟形町中央公民館。(3)期間 平成24年11月3日。(4)派遣議員 文教民生常任委員、八鍬太議員。以上です。

議長: これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから議員派遣の件を採決します。只今朗読した通り議員を派遣することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議員派遣については原案の通り可決致しました。

以上をもちまして、平成24年第6回舟形町臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。(11:46)